



動物の販売や保管などを行っている皆さまへ



動物の愛護および管理に関する法律が改正され、本年6月1日から施行されます。動物取扱業は、これまでの届出制から登録制に改められ、業として（※）動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う場合は、動物取扱業の登録が必要となりました。登録証取得後は、氏名や登録番号などを記載した標識を表示するほか、広告にもそれらを掲載します。また、5年ごとの更新が必要です。

※「業として」とは、①社会性をもって、②一定以上の頻度または取扱量で（年2回以上または2匹以上）、③営利を目的として動物を取り扱うことです。

■対象となる動物

哺乳類・鳥類・爬虫類（ただし実験動物・畜産動物などを除く）です。

■登録するまでの流れ

（登録は事業所・業種ごとです）

登録申請（各保健所）→ 施設の検査 → 登録証交付 → 営業開始

■申請手数料

1件あたり15,500円（同時申請の場合2件目以降は11,000円）

動物取扱業者の一例

業 種	該当する業者の一例
販売（取り次ぎまたは代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖または輸入を行う業者、露天などにおける販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないインターネットなどによる通信販売業者
保管	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
貸し出し	ペットレンタル業者、映画などのタレント・撮影モデル・繁殖用などの動物派遣業者
訓練	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設・アニマルセラピー業者（「触れ合い」を目的とする場合）

※下線部は、法改正で新たに該当することになった業者です。

問 県宇城保健所衛生環境課 ☎32—1147

おわびと訂正

■広報うき5月1日号の次のページに掲載しました内容で、住所誤りおよび記載漏れがありました。おわびして訂正します。

住所誤り
4ページ「花のまちづくり花壇コンクール」の結果
○一般家庭の部
【最優秀賞】
（正）村田敏子さん（松橋町曲野）
【優秀賞】
（正）中村俊夫さん（小川町東小川）
記載漏れ
3ページ「市内のNPO法人」に右記を追加します。

一期一会のおもてなし.....

不知火福祉会

【所在地】不知火町亀松543

【代表者】岡田弘明 ☎25—2030

【主な活動】

- グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
- 介護予防
- 介護相談（随時）
- 地域の独居老人に対して災害時避難場所としての施設提供
- 地域の方との交流の場の提供
- 地域活動の場として、ボランティア交流室を整備、いつでもご利用いただけます
- 今後の活動
老人福祉、デイサービス・居宅支援事業など
子育て支援、学童保育・保育所など
障害者福祉、生活支援など

こんにちは 宇城市雇用促進協議会です

宇城市雇用促進協議会（吉富元浩会長）は、本年2月に雇用の拡大を目的として、市と経済団体などが協力して組織された協議会です。

このほど、厚生労働省がこれまで実施していた、地域創業助成金（※1）の対象事業であるサービス10分野に加え、新たに地域重点分野として、「食料品製造業」「飲食料品小売業」「一般飲食店」の3分野の認定申請を行い、4月1日付けで認定されました。

（※1）地域創業助成金

地域貢献事業（※2）を行う法人を設立、または個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者（会社の倒産や解雇、定年など自らの意思によらずに前の会社を離職した人）を雇用した場合に、新規創業に係る経費および労働者の雇入れについて支援する助成金です。

問 （社）熊本県高齢・障害者雇用支援協会
☎096—355—1002
雇用対策課雇用対策係 ☎32—1111

（※2）地域貢献事業

(1)全国的に対象となるサービス10分野

- ①個人・家庭向けサービス
- ②社会人向け教育サービス
- ③企業・団体向けサービス
- ④住宅関連サービス
- ⑤子育てサービス
- ⑥高齢者ケアサービス
- ⑦医療サービス
- ⑧リーガルサービス
- ⑨環境サービス
- ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

(2)地域重点分野

- ①食料品製造業
- ②飲食料品小売業
- ③一般飲食店

みんなの公園

マナーの基本は、「他人に迷惑になること」をしないことと、それぞれの「公園の決まり」を守ること。公園の決まりは、公園の目的や立地条件によって少しずつ違います。あらかじめ、目的に合った公園を選べば、窮屈な思いをすることもありません。

公園には赤ちゃんからお年寄りまでいろいろな人が来ます。みんなが楽しく過ごせるように、お互いにマナーを守りましょう。

■鳥インフルエンザ対策として、公園に飛来する野鳥にエサを与えたり触れたりしないでください



■ゴルフ、野球、サッカーなどの球技をしないでください。ボールは小さな子どもにとって凶器となったり、周辺住宅の窓ガラスや公園内のフェンスを破損したりします



■打ち上げ花火や大きな音の出る花火をしないでください



■ごみは持ち帰りましょう



■犬や猫などの散歩の際、公園内でフンやオシッコをさせないでください。万一させてしまった場合は、携帯している用具で回収し持ち帰ってください。※排泄物の持ち帰りと回収容器への収納は宇城市の条例で義務づけられています。

